

虐待防止に関する指針

東京勤労者医療会訪問看護事業部

1. 東京勤医会訪問看護事業部虐待防止宣言

- 多様性を重視し、安心して意見を交わしあうことのできるコミュニケーション豊かな組織づくりをめざします。
- 権利擁護の立場で、利用者・家族・ケア提供者それぞれを大切にするケアを実践します。

2. 用語

虐待者：虐待をしている人

被虐待者：虐待を受けている人

3. 虐待とは

- (1) 身体的虐待：被虐待者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 心理的虐待：被虐待者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (3) 性的虐待：被虐待者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- (4) ネグレクト：介護・世話の放棄・放任・被虐待者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、家族等による虐待行為の放置など、介護・世話を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待：親族等が被虐待者の財産を不当に処分すること、その他被虐待者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 虐待の区分と具体例

区分	内容・具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷害、痛みを与える行為。身体を縛りつける、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的な例】身体拘束(四点柵、ツナギ服、ミトン、椅子や車いすに固定する、オーバーテーブル等で立ち上がれないようにする、四肢抑制、ドアや窓を開けられないようにする、立ち上がりセンサー、ドアベル、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する) 平手打ち・殴る・蹴る・払いのける・つねる・小突く・無理やり食べ物や飲み物・その他の物を口に入れる、やけどさせる等。
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】無視・訴えを聞かない、返事をしない。自分で食事ができなのに介助者の都合により全介助する。トイレを使えるのにオムツでの排泄を強要する。通

	<p>信手段を取り上げるなど孤立させる行為。「臭い」「汚い」「バカ」等の侮辱的発言。怒鳴る・ののしる・悪口を言う・張り紙などをする。仲間に入れない・子ども扱い・人格をおとしめるような扱い、「ここにいれなくてやる」等の威嚇的発言。</p>
性的虐待	<p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p>【具体的な例】裸のままにする。性交・性器への接触・性的行為を強要する。キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる。</p>
経済的虐待	<p>被虐待者の同意なし、だます等して財産や年金、賃金を使う、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない。被虐待者の同意なしに年金等を管理して渡さない。財産や預貯金を処分・運用する。</p>
放棄・放置 (ネグレクト)	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の介護や世話をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって被虐待者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】食事や水分を十分に与えない。食事の偏りによって栄養状態が悪化している。不適切な管理状況の食品を食べさせる。入浴させない。排泄・オムツの介助をしない。身体や衣服・家屋内が不潔な状態のままにする。髪や爪が伸び放題。掃除をしない。ごみの放置。冷暖房器具や水道などの家屋設備を使わせない・修理しない・使用しない。病気やけがをしても受診させない。学校に行かせない。必要な福祉サービスを受けさせない・制限する。不適切なケアや養育の放置。</p>
セルフネグレクト(自己放任)	<p>生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができないなどのために、客観的に被虐待者の人権が侵害されている状態。</p> <p>【具体的な例】脱水症状、栄養不良、未治療・不適切な治療状況、不衛生状況危機的、非安全な生活水準。不適切又は不十分な衣服・寝具状況。不適切な配線状況、エアコンや配水設備の不備等。非安全・不衛生な住居(例:転倒・転落ハイリスク、害虫・害獣の発生、トイレの故障、悪臭等)。必要な医療補助具の欠如(例:眼鏡、補聴器、義歯等)。金銭管理できず、不適切な金銭の蓄え。日常生活に不可欠な買い物・手続ができない。</p>

5. 虐待の捉え

虐待対応の目的は虐待者を罰することではありません。虐待者等の課題や困難への対応を考えがちですが、護るべき権利を見誤らないよう注意します。被虐待者の権利を擁護し、人として尊厳のある暮らしを実現することを目的とします。

日本国憲法では国民は「個人として尊重され(13条)、いかなる奴隷拘束も受けず(18条)、法的手続きを経ずに自由を奪われない(31条)」基本的人権を保障しています(11条)。虐待は、被虐待

者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれる状態に置かれる行為であり「不適切なケア」と捉えます。

報告にあたっては虐待の事実を確定させてからである必要はなく「虐待の恐れがある」「なにかおかしい」という違和感を報告・共有しチームで対応します。虐待は「芽」のうちに対応し、深刻な状態へ悪化しない対応をします。虐待者の 45.2%はその自覚なしという調査結果があり、虐待をしている人、虐待を受けている人に自覚があるとは限りません。介護サービスや介護方法のリテラシー不足という場合もあり、その普及も訪問看護の役割です。

家族だけでなく訪問看護を含めたすべてのサービス等の関係者・支援者・ケアを行う者は虐待者となる可能性があります。ケアの効率性や安全性を優先することが被虐待者の人権を奪う危険を孕んでいることを忘れず、常にケアにおける人権擁護の視点をもつことを重視します。

6. 虐待事例の通報義務について

高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法・児童福祉法により、病院・養介護施設・保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体、および医師・介護施設従事者等・保健師・弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者に対して、虐待を早期に発見する努力義務が課せられています。各事業所は行政の報告窓口を掲示します。

7. 情報提供と秘密保持

・保健医療福祉関係者には、市区町村・地域包括支援センター等による事実確認(第9条1項)に協力する必要がある(第5条2項:協力義務規定)場合には個人情報保護法の例外規定に該当。
・虐待に関して知りえたことは漏らしてはならず(第17条2項)漏らしたことによる罰則(第29条)が適応される。

8. 虐待防止のための取組

(1) 訪問看護事業部 虐待防止委員会、身体抑制防止委員会の定期開催

・虐待防止検討会(月1回 第3木曜日):定例会は以下の内容とする。

- イ 委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

・全職員研修 (1回/年以上)

研修内容の例:人権擁護、倫理、事例研修等、認知症や障がいに関する内容を訪問看護年間

学習に計画する

・本指針の定期的見直し(質向上委員会)

(2) 虐待事案発生時の基本対応

【職場の対応】

虐待疑いカンファレンス⇒事実確認⇒関連機関と共有・相談し行政への報告の判断⇒行政担当課・包括支援センターへ報告⇒対応⇒対応の結果を虐待防止委員会へフィードバック⇒評価⇒リプラン

※必要時、虐待対応カンファレンスには虐待防止委員や第三者、関連機関等のオブザーバー参加を要請する

【虐待防止委員会適時の対応】

統括部長、統括所長へ相談・報告⇒(事案によっては介入、看護部長へ報告)⇒虐待防止委員会への報告・対応等の協議⇒対応後の報告を受ける⇒各職場への周知

【緊急性の判断】

程 度	内 容
当事者に自覚がない場合も含めて、外から見ると明らかな虐待と判断できる状態で、専門職による介入が必要な状態。	緊急事態 高齢者の生命にかかわるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要がある。 例：生命にかかわる外傷、脱水・栄養不足による衰弱、感染症や重度の慢性疾患があるのに医療を受けさせない等
	要介入 放置しておく高齢者の心身の状況に重大な影響を生じるか、そうなる可能性が高い状態。当事者の自覚の有無にかかわらず、専門職による介入が必要。 例：医療を必要とする外傷や、慢性的なあざや傷がある、必要な食事等が保障されていない、介護環境が極めて悪い 等
虐待かどうかの判断に迷うことの多い状態。放置すると深刻化することもあるため、本人や家族の介護、介護サービスの見直し等を図ることが大切。	要見守り・支援 高齢者の心身への影響は部分的であるか、顕在化していない状態。介護の知識不足や介護負担が増加しているなどにより不適切なケアになっていたり、長年の生活習慣の中で生じた言動などが虐待につながりつつあると思われる場合などがある。

資料：東京都「高齢者虐待防止 ―尊厳ある暮らしの実現を目指して―」平成17年3月

(3) 虐待防止委員

訪問看護事業所所長

(4) 虐待防止委員会責任者

訪問看護事業部統括部長

9. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止と権利擁護の観点からは、以下のような状況に応じて成年後見制度を活用することも必要となる。虐待者が家族の場合は、後見申立を期待できないため、他の4親等内の親族を調査するか、行政に対し市区町村長による申立を求める。

(1) 身体的虐待や不作為による虐待(ネグレクト)等が原因で、老人福祉法上の措置により特別養

護老人ホームなどに入所させたが、被虐待者が認知症等である場合

(2) 認知症の被虐待者が、親族等から経済的虐待を受けている場合

(3) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が詐欺や 押し売り等の被害に遭い、又は被害にあうであろうことが予想される場合

(4) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が自身の 生活環境を維持できず、生命の維持が危ぶまれる状態となることが予想される場合(セルフネグレクト)

10. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

家族・養護者が虐待者である場合は、負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じる。

11. 身体拘束について

訪問看護事業部 身体抑制防止マニュアル参照

12. 成年後見人制度の利用支援について

全事業所に「成年後見人制度リーフレット」を常備し情報提供に協力する。必要時は地域包括支援センターの介入を依頼する。

13. 本指針の閲覧について

当規定は職員がいつでも閲覧できるよう書面、電子データで管理する。

参考資料

介護保険最新情報 vol.945

東京都高齢者虐待対応マニュアル

東京都「高齢者虐待防止 尊厳ある暮らしの実現を目指して」

「障害者虐待防止マニュアル」

米国高齢者虐待問題研究所(National Center on Elder Abuse)による

「身体拘束 0 の認知症医療・ケア」

「認知症 plus 身体拘束予防」